

低入札価格調査制度における調査事務等の取扱いについて

1 低入札価格審議委員会の設置

ニセコ町建設工事等に係る低入札価格調査制度の導入に関する要領について（以下「低入札価格調査制度」という。）3の（6）のイに規定する審議を行うため、低入札価格審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 失格基準価格の設定

入札価格が、次の基準で得た額（以下「失格基準価格」という。）を満たさない場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから失格とする。

失格基準価格の基準は、次の（1）から（4）までに定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の100分の87を超える場合にあっては、予定価格に100分の87を乗じて得た額とする。

なお、算定に当たっては、調査基準価格及び最低制限価格算定における請負工事費構成費目の取扱いと同様とするものとする。

- （1） 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- （2） 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- （3） 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- （4） 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

3 基準に満たない価格の入札者から徴する書面等

調査に当たっては、あらかじめ、失格基準価格以上の価格で、かつ、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、最低の価格で入札を行った者（以下「調査対象者」という。）から次に掲げる書面の提出を求めることとし、提出期限は町長が適宜定めることができるものとする。

なお（2）から（6）の書面については、5（1）に基づく調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると判断された場合のみ、提出を求める。

また、調査の過程において疑義を生じた場合等において、確認が必要と認められるときは、適宜参考となる資料の提出を求める。

（1） 入札価格内訳書

基準に満たない入札価格（以下「調査対象価格」という。）の工種別の妥当性等を確認するもので、調査対象価格を直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等（以下「各費用」という。）に区分したもの。

町長は、調査対象者に入札価格内訳書記載様式を交付するとともに、各費用の内容を説明し、作成させること。

（2） 見積理由申出書（別記第1号様式）

調査対象価格で入札するに至った特殊事情等を確認するもの。

（3） 下請契約予定者名簿

工事の施工体制を確認するものであり、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳に準じて作成させること。

（4） 工種別労務者配置計画書（別記第2号様式）

労務者の具体的供給見通しとの整合性及び工種別の労務者配置計画の妥当性を確認するもの。

（5） 建設副産物の搬出地等予定書（別記第3号様式）

建設副産物の搬出計画や受入価格の妥当性を確認するもの。

(6) 安全衛生管理体制等予定書（別記第4号様式）

工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等の妥当性等を確認するもの。

4 調査事項

低入札価格調査制度の3の(6)のアに掲げる事項の調査は、入札価格内訳書における各費用の額により調査対象者を失格と判断する基準（以下「失格判断基準」という。）に関し、別紙1入札価格内訳説明書により行なうほか、別紙2調査事項細区分説明書に記載する項目（以下「調査事項細区分」という。）により行なう。

5 調査等の実施

(1) 入札価格内訳書に基づく調査の実施

町長は、各費用の額について調査する。

(2) 調査事項細区分による調査の実施

町長は、(1)に基づく調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると判断された場合には、見積理由申出書に記載された特殊事情等について事実確認を行なうとともに、適宜調査対象者からの事情聴取又は関係機関への照会等により、調査事項細区分について調査しなければならない。

(3) 委員会による審議

ア 委員会は、入札価格内訳書に基づく調査内容について審議するものとし、難易度の高い工事については別紙1入札価格内訳書調査説明書により、予定価格の積算内訳における直接工事費の75パーセント、共通仮設費の70パーセント、現場管理費の60パーセント及び一般管理費等の30パーセントの額に対して適否の判定を行なわなければならない。それ以外の工事については委員会において決定する。

なお、判定の結果、各費用のいずれかが不相当であると判断された場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、町長に報告しなければならない。

イ 委員会は、調査事項細区分による調査の内容について審議することとし、別紙3調査事項細区分別判定基準により調査事項細区分ごとに適否の判定を行なう。また、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができる。

なお、判定の結果、判定の対象となった調査事項細区分のすべてが適当であると判断された場合以外は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、町長に報告しなければならない。

(4) 調査実施フロー

調査の進め方等は、別紙4調査実施フローのとおり。

6 調査結果の記録

調査結果は、低入札価格調査書（別記第5号様式）に記録しなければならない。

7 承認又は不承認の決定

低入札価格調査制度3の(7)のウに規定する落札者の決定は、委員会において、これを十分審議のうえ行なわなければならない。

また、委員会の審議に当たっては、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができる。

8 工事監督体制の強化等

調査の結果、調査対象者が落札した場合には、次に掲げる措置を採らなければならない。

(1) 重点的な監督業務の実施

工事監督員は、当該工事に係る監督業務において、現地における検査及び確認等を行なう場合は、特に入念に行なわなければならない。

また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行なうものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取しなければならない。

(2) 労働安全担当部局との連携

町長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行なわなければならない。

。